

第 2 章 生活保護  
生活困窮者自立支援



# 1. 被保護世帯・被保護者の動向

## (1) 生活保護の動向

本市の生活保護の動向としては、昭和57年度に被保護世帯数467世帯、被保護者数1,290人、保護率20.03%（パーミル）と一度ピークを迎えましたがその後年々減少傾向となり、平成3年度に保護率6.9%を記録した後、再び増加へと転じています。これはバブル崩壊による雇用情勢の悪化やリーマンショックの影響で職を失う人や収入の減少などで生活が困窮する人が増加し続けていることが大きな要因です。

令和3年度末（令和4年3月31日現在）の被保護世帯数世帯は2,017世帯、被保護者数は2,599人、保護率26.02%となっており、近年は微増の状態が続いています。

しかし、令和2年頃より新型コロナウイルス感染拡大等に伴い社会情勢が不安定な状態が続いていることから、今後被保護者数が急増する可能性も十分に考えられます。

表1 被保護世帯・被保護人員・保護率の推移 (各年度末 単位：人・世帯)

	管内人口		被保護世帯数		被保護者数		保護率 (%)
	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	実数	対前年度比 (%)	
平成29年度	97,845	100.2	1,938	105.2	2,669	104.5	26.14
平成30年度	98,502	100.7	1,952	100.7	2,592	97.1	27.28
令和元年度	99,549	101.1	2,011	103.0	2,676	103.2	26.88
令和2年度	100,042	100.5	2,007	99.8	2,622	98.0	26.21
令和3年度	99,902	99.9	2,017	100.5	2,599	99.1	26.02

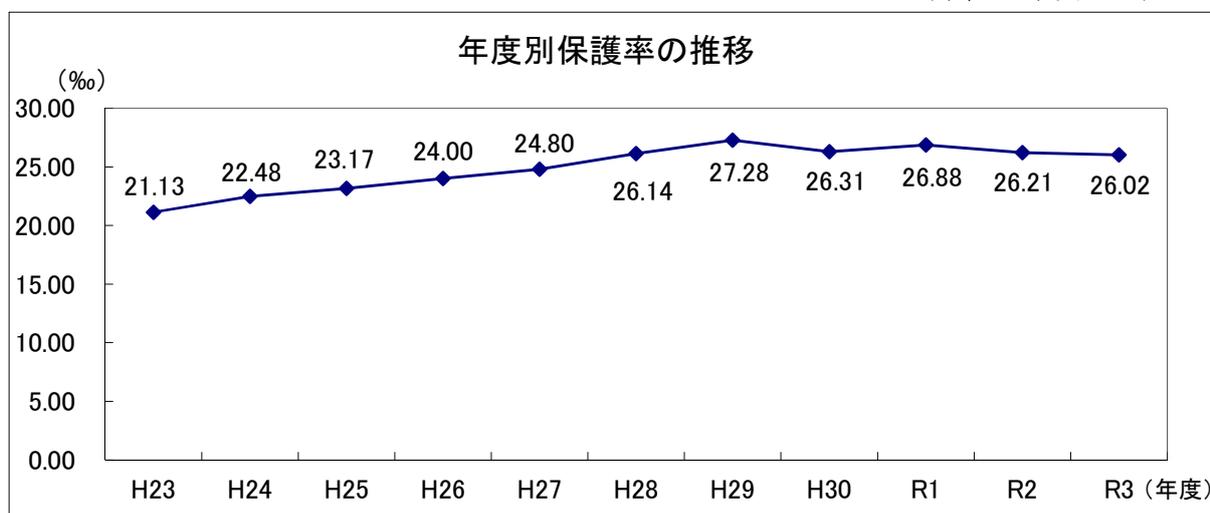
\*保護率とは「被保護人員/管内人口×1,000」で単位はパーミル（‰）という。

\*令和元年度から停止世帯及び停止人員も含めて計上しています。

近年の年度別保護率の推移は、平成21年度から平成29年度にかけて、年平均1.33%増加しており、被保護者数も2,600人を突破しました。

保護人員は前年度比で23名の減となっていますが、保護世帯数は10世帯の増となっています。

(単位：年度・%)



(2) 世帯類型別被保護世帯数

令和3年度の被保護世帯を世帯類型別で見ると、高齢者世帯1,068世帯(52.9%)、母子世帯108世帯(5.4%)、障害者世帯364世帯(18.0%)、傷病者世帯274世帯(13.6%)、その他世帯203世帯(10.1%)となっています。

「高齢者世帯」は、令和3年度においても増加し続け、割合も依然として全世帯の半数を超える52.9%となっています。近年の少子高齢化の流れを受けて、今後も増加していくことが予想されます。

表2 被保護世帯の世帯類型別数 (各年度末 単位：世帯)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者世帯	世帯数	920	991	1,032	1,061	1,068
	割合(%)	47.5	51.1	51.6	53.1	52.9
母子世帯	世帯数	134	123	127	110	108
	割合(%)	6.9	6.3	6.4	5.5	5.4
障害者世帯	世帯数	408	383	390	375	364
	割合(%)	21.0	19.8	19.5	18.8	18.0
傷病者世帯	世帯数	246	222	249	249	274
	割合(%)	12.7	11.4	12.5	12.5	13.6
その他世帯	世帯数	230	220	201	203	203
	割合(%)	11.9	11.4	10.0	10.2	10.1
総数		1,938	1,939	1,999	1,998	2,017

※停止世帯は除く

世帯類型別で単身世帯と二人以上世帯を比較してみると、82.1%を単身者世帯が占めています。そのうちの約60%を単身高齢者世帯が占め、増加傾向にあります。

単身高齢者世帯は高血圧等の慢性疾患を抱えたり日常生活への介護を要する人も多く、これは医療扶助費・介護扶助費の伸びと生活保護受給期間の長期化の要因と考えられます。

表3 被保護世帯の単身世帯、2人以上世帯別の推移 (各年度末 単位：世帯)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
単身者世帯	高齢者世帯数	849	910	953	987	992
	障害者世帯数	353	325	336	325	319
	傷病者世帯数	218	204	229	231	252
	その他世帯数	101	105	91	88	93
	小計	1,521	1,544	1,609	1,631	1,656
二人以上世帯	高齢者世帯数	71	81	79	74	76
	母子世帯数	134	123	125	110	108
	障害者世帯数	55	58	54	50	45
	傷病者世帯数	28	18	20	18	22
	その他世帯数	129	115	112	115	110
小計		417	395	390	367	361
合計		1,938	1,939	1,999	1,998	2,017

※停止世帯は除く

## 2. 保護の相談・申請・開始・廃止の動向

### (1) 生活保護の相談・申請

令和3年度は634件の相談があり、申請受理311件、保護開始が238件となっています。

表4 保護申請等の推移

(各年度末 単位：件・世帯・人)

	面接相談件数	申請受理件数	取下げ件数	却下件数	保護の開始		保護の廃止		保護率(%)
					世帯数	人員	世帯数	人員	
平成29年度	521	366	49	27	281	390	173	228	27.28
平成30年度	534	330	52	38	240	334	227	315	26.31
令和元年度	546	376	39	78	252	336	207	264	26.88
令和2年度	572	328	45	39	250	315	249	301	26.21
令和3年度	634	311	35	31	238	294	240	287	26.02

相談内容について、世帯類型別にみると「高齢者世帯」が223件、「傷病者世帯」（世帯主が病気や怪我により働けないなど）140件、「その他世帯」が181件となっています。

特に「その他世帯」は、令和元年度と比較すると約91%増となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済状況の悪化が大きく影響していることが考えられます。

また、働いているが収入が少ない、病気や怪我のため収入が途絶えたなど、傷病のために働くことができないという相談がある一方で、高齢化の進行もあり高齢者世帯の相談も増加傾向にあります。

相談内容によって、他法他施策（生活保護法以外の制度や施策）の活用や相談者の資力・能力を活用することで最低生活が維持できる場合には、申請に至らない場合や申請しても却下や取り下げになる場合もあります。

表5 面接相談の推移

(各年度末 単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者世帯	174	190	198	209	223
母子世帯	31	26	39	31	23
障害者世帯	96	54	67	51	67
傷病者世帯	144	163	147	113	140
その他世帯	76	101	95	168	181
合計	521	534	546	572	634

(2) 保護申請取下げ状況及び保護申請却下状況

表6-1 申請取下げの主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他法活用	2	5	4	6	6
資産・貯金の活用	6	13	4	13	9
稼働能力の活用	4	3	6	3	3
扶養義務者の援助	10	7	7	10	11
生命保険等の活用	2	1	1	3	0
その他	25	23	17	10	6
合計	49	52	39	45	35

その他：自立生活の高揚、車両保有希望、資産活用拒否など

表6-2 申請却下の主な理由

(各年度末 単位：件)

主な理由	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他法活用	1	0	8	6	6
資産・貯金の活用	7	23	50	9	6
稼働能力の活用	7	2	9	0	1
扶養義務者の援助	0	0	0	0	0
生命保険等の活用	0	1	2	0	0
その他	12	12	9	24	18
合計	27	38	78	39	31

その他：収入が最低生活費を上回る、調査拒否、居住実態無しなど

(3) 生活保護の開始

生活保護の開始理由についてみると、「傷病によるもの」が一番多く、また「転入」も比較的多いという状況にあります。その理由については、主に他市町村で生活保護を受けていた方が、市内の有料老人ホームに入居するという場合が多く見られます。

このような単身高齢者の場合は、子どもや親類からの援助が無く少額の年金では施設利用料を支払うことが困難というのが実態です。そこには、有料老人ホームを頼らざるを得ない家族間の介護問題、老老介護の問題なども複合的に交わっており、ますます生活保護を受給する高齢者世帯が増加していくことが予想されます。

表7 保護開始の理由別状況

(各年度末 単位：世帯・人)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
傷病によるもの	世帯主	113	158	92	118	111	150	97	123	59	68	
	世帯員	3	8	2	4	2	3	0	0	5	7	
傷病によらないもの	働いていた者の死別	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	働いていた者の離別	6	21	5	12	12	30	14	23	10	20	
	働きによる収入の減少・喪失	定年・失業	2	2	3	4	2	3	1	1	0	0
		高齢による	19	23	11	14	18	22	19	21	16	20
		事業不振・倒産	0	0	0	0	0	0	2	3	3	3
		その他	7	16	5	11	4	5	11	15	9	11
	要介護状態	29	32	17	18	15	15	10	10	13	13	
	社会保険給付金減少・喪失	4	7	2	3	0	0	1	1	2	2	
	仕送りの減少・喪失	24	29	13	15	14	19	13	17	13	16	
貯金等の減少・喪失	21	30	29	42	24	27	30	39	36	42		
その他	35	45	36	62	21	27	25	30	33	51		
転入		16	16	25	31	29	35	27	32	39	41	
交通事故(再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		281	390	240	334	252	336	250	315	238	294	

(4) 生活保護の廃止

生活保護の廃止理由についてみると、令和3年度は240件の廃止がありました。その主な理由は「死亡」103件、「転出」61件、「その他」33件、の順となっています。

死亡による廃止は高齢者で有料老人ホーム入居者も多いことによります。もともと親類等からの支援を得にくい状況にあり葬祭扶助申請に繋がる場合もあります。

「その他」による廃止36件には、自立意識の高揚や資産活用によるもののほか、葬祭扶助のみ受給するケースなどが含まれています。

「働きによる収入の増・取得」、「働き手の転入」、「仕送りの増加」及び「社会保障給付金の増加」による廃止、いわゆる経済的自立で廃止となった世帯は26件で、全体の10.8%にすぎません。被保護世帯を自立へ導く困難さが浮き彫りになっています。

表8 保護廃止の理由別状況

(単位：世帯・人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
傷病の治癒	世帯主	2	4	1	3	0	0	2	5	0	0
	世帯員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡	75	76	69	69	78	79	82	82	103	103	
失踪	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	
働きによる収入の増・取得	14	26	17	41	18	34	22	36	18	27	
働き手の転入	1	4	1	1	0	0	1	1	0	0	
仕送りの増加	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	
社会保障給付金の増加	3	4	7	9	2	2	9	10	8	14	
親類・縁者等の引き取り	7	8	8	12	11	15	14	16	8	12	
施設入所	0	0	3	3	3	3	7	7	1	1	
医療費の他法負担	0	0	0	0	0	0	7	7	3	3	
その他	46	77	56	77	36	55	42	65	33	55	
転出	21	25	61	96	55	72	58	67	61	67	
合計	173	228	227	315	207	264	249	301	240	287	

### 3. 生活保護の扶助別推移

(生活保護法 国負担：3/4、市負担：1/4)

生活保護は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助、就労自立給付金と救護施設等に支払われる施設事務費などからなっています。平成20年4月1日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を生活保護法の規定等により支援給付が実施されることになりました。生活保護費や支援給付費は、国が3/4、市が1/4の負担で賄われています。

本市の生活保護費等の推移をみると、保護率の上昇に伴い扶助費も増加をしていることが伺えます。

表9 生活保護費等の扶助別比率の推移 (各年度末 単位：円・%)

		平成29年度	比率	平成30年度	比率	令和元年度	比率	令和2年度	比率	令和3年度	比率
保 護 費	生活	1,270,844,694	31.28	1,273,338,737	30.77	1,250,936,828	29.56	1,250,507,852	30.94	1,236,152,529	30.73
	住宅	583,056,880	14.35	598,990,088	14.47	610,726,561	14.43	618,523,338	15.30	624,519,777	15.52
	教育	32,160,414	0.79	27,629,046	0.67	22,602,305	0.53	23,576,112	0.58	20,795,664	0.52
	介護	136,396,399	3.36	137,217,803	3.32	122,654,274	2.90	123,885,009	3.06	126,687,052	3.15
	医療	2,002,991,736	49.30	2,055,493,334	49.67	2,182,840,648	51.58	1,987,071,112	49.16	1,980,084,121	49.22
	出産	754,020	0.02	1,065,227	0.03	5,094,641	0.12	2,928,960	0.07	1,267,450	0.03
	生業	16,388,402	0.40	17,629,162	0.43	14,371,268	0.34	13,358,344	0.33	11,528,932	0.29
	葬祭	5,401,560	0.13	6,365,551	0.15	5,295,950	0.13	6,235,235	0.15	7,236,933	0.18
	就労自立給付金	335,477	0.01	890,262	0.02	551,368	0.01	1,286,146	0.03	778,361	0.02
	進学準備給付金			1,900,000	0.05	2,000,000	0.05	1,400,000	0.03	800,000	0.02
計	4,048,329,582	99.64	4,120,519,210	99.57	4,217,073,843	99.65	4,028,772,108	99.67	4,009,850,819	99.67	
施設事務費等		11,817,920	0.29	14,259,040	0.34	10,078,980	0.24	10,621,090	0.26	10,586,679	0.26
小計		4,060,147,502	99.93	4,134,778,250	99.91	4,227,152,823	99.89	4,039,393,198	99.93	4,020,437,498	99.94
支 援 給 付 費	生活	1,468,687	0.04	1,623,820	0.04	1,367,396	0.03	1,449,952	0.04	1,422,546	0.04
	住宅	0	0.00	0	0.00	471,000	0.01	471,000	0.01	595,000	0.01
	医療	1,240,344	0.03	1,927,570	0.05	2,746,752	0.06	803,744	0.02	472,800	0.01
	小計	2,709,031	0.07	3,551,390	0.09	4,585,148	0.11	2,724,696	0.07	2,490,346	0.06
合 計		4,062,856,533	100.00	4,138,329,640	100.00	4,231,737,971	100.00	4,042,117,894	100.00	4,022,927,844	100.00

令和3年度の生活保護費等の総額は、約40億2,292万円となっており、その中でも医療扶助費が約19億8,000万円と全体の49.22%であり、約半分を占めています。

医療扶助費については、前年度比で約700万円の減少となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大による医療受診控えや医療機関における受入制限等の感染防止対策の措置が継続していると思われます。

本市の医療扶助では、入院費に窮して保護申請に至るなど、病状が重症化した段階で保護開始となるケースが目立ちます。これは、生活困窮状態で生計維持のために健康管理よりも就労を優先せざるを得ず、適切な医療を受けることが出来なかったことが背景にあると考えられます。

生活保護における医療扶助の適正化は全国的な課題であり、本市でも後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進や電子レセプトを活用した重複受診、重複処方適正化をはじめ、令和3年1月に法定化された被保護者健康管理支援事業などの生活保護適正化等事業を展開しています。

## 4. その他

本市の生活保護について、地域別にはどうなっているかを示したのが、次の表10です。各地域の被保護世帯、被保護人員を世帯類型別に示しています。

表10 宜野湾市地域別被保護世帯数・人員・保護率（令和4年3月31日現在）

（単位：世帯・人・‰）

	世帯数	人口	被保護世帯数	被保護世帯の内訳										被保護人員	保護率
				高齢世帯		母子世帯		傷病世帯		障害世帯		その他世帯			
				世	人	世	人	世	人	世	人	世	人		
野嵩1区	2,521	5,774	68	37	42	2	7	13	17	9	10	7	12	88	15.24
野嵩2区	420	803	31	21	21	0	0	3	4	3	3	4	10	38	47.32
野嵩3区	576	1,178	48	29	31	1	5	6	7	6	7	6	12	62	52.63
普天間1区	537	1,001	35	16	16	1	2	8	9	7	10	3	4	41	40.96
普天間2区	319	620	41	25	27	2	4	3	4	9	11	2	7	53	85.48
普天間3区	986	1,958	99	51	57	6	21	17	19	16	21	9	27	145	74.06
新城	1,830	3,818	95	50	53	4	11	15	16	14	15	12	27	122	31.95
喜友名	1,605	3,511	28	11	11	4	13	4	4	7	10	2	2	40	11.39
伊佐	2,144	4,142	72	36	42	9	32	4	4	10	11	13	33	122	29.45
大山	3,448	7,576	57	30	33	3	10	9	9	8	10	7	16	78	10.30
真志喜	3,268	7,650	33	11	15	7	21	8	8	4	5	3	8	57	7.45
宇地泊	1,997	4,418	41	21	24	2	4	7	8	7	10	4	6	52	11.77
大謝名	2,774	5,751	116	60	67	8	35	14	15	19	29	15	28	174	30.26
嘉数	2,409	5,301	29	22	27	0	0	2	3	3	4	2	4	38	7.17
真栄原	4,318	9,707	188	85	91	21	61	24	30	34	42	24	48	272	28.02
我如古	4,290	8,663	187	88	99	8	29	30	36	48	54	13	23	241	27.82
長田	4,609	9,892	165	71	75	6	23	30	30	40	45	18	23	196	19.81
宜野湾	3,069	6,297	111	48	50	1	3	13	15	27	34	22	30	132	20.96
愛知区	2,766	6,437	102	51	57	7	19	15	23	12	14	17	37	150	23.30
中原	2,454	5,405	61	36	37	6	18	3	3	5	5	11	24	87	16.10
※法第73条			50	28	28	0	0	7	7	15	15	0	0	50	
施設入所			79	34	34	0	0	24	24	14	14	7	7	79	
宅老所			222	205	206	0	0	1	1	15	15	1	1	223	
長期入院			6	1	1	0	0	0	0	5	5	0	0	6	
グループホーム等			53	6	6	0	0	10	10	34	34	3	3	53	
合計	46,340	99,902	2,017	1,073	1,150	98	318	270	306	371	433	205	392	2,599	26.02

※法第73条とは、居住地がないか、明らかでない被保護者。宅老所とは有料老人ホームを含めた高齢者が入居する住宅。

保護率の高い地域は、世帯・人口が少ない地域に対して地域事情（古い家屋が多く比較的の家賃住宅が借りられる）等により、被保護世帯が多くなり、保護率の割合が高くなっています。

次に、本市の生活保護の状況を、他市、郡部等と比較した場合どうなっているかを表したのが表11です。

表11 福祉事務所別保護率（令和3年12月現在）（単位：人・世帯・‰）

※本市データは令和4年3月末現在

	管内人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
1 那覇市福祉事務所	318,376	10,546	13,327	41.86
2 沖縄市福祉事務所	143,119	4,397	5,462	38.16
3 うるま市福祉事務所	125,701	2,559	3,104	24.69
4 浦添市福祉事務所	115,744	2,262	2,958	25.56
<b>5 宜野湾市福祉事務所</b>	<b>99,902</b>	<b>2,017</b>	<b>2,599</b>	<b>26.02</b>
6 名護市福祉事務所	64,036	1,263	1,555	24.28
7 糸満市福祉事務所	62,298	1,014	1,259	20.21
8 豊見城市福祉事務所	65,940	696	858	13.01
9 南城市福祉事務所	45,526	433	508	11.16
10 石垣市福祉事務所	49,710	851	1,073	21.59
11 宮古島市福祉事務所	55,466	818	1,004	18.10
12 北部福祉事務所	38,837	699	807	20.78
13 中部福祉事務所	152,995	1,801	2,230	14.58
14 南部福祉事務所	140,404	1,779	2,212	15.75
15 八重山福祉事務所	5,980	48	57	9.53
16 宮古福祉事務所	1,092	13	16	14.65

※保護率は人口1,000人あたりの被保護人員の割合を示しています。

資料「生活保護速報（沖縄県版）」

本市の保護率は、11市の3番目、県全体(16福祉事務所)でも3番目の高さとなっています。県内の保護率も年々増加傾向にあり、本市と同様に他市・郡部においても保護率は上昇して推移しています。

表12 県内市部・郡部別保護率（令和4年3月現在）（単位：人・世帯・‰）

	管内人口	被保護世帯	被保護人員	保護率
市部計	1,145,818	26,856	33,707	29.42
郡部計	339,308	4,340	5,322	15.68
沖縄県計	1,485,126	31,196	39,029	26.28

## 5. 生活困窮者自立支援制度

平成27年度より、生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護に至る前に生活や就労等の支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業・住居確保給付金、任意事業の一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

### (1) 自立相談支援事業（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行い自立した生活を営めるよう支援をしていきます。

新規相談受付状況

単位：件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規相談受付件数	139	157	174	1,769	1,034

### (2) 住居確保給付金（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

住居確保給付金は、離職等から2年以内で、住居を失った方または失うおそれのある方を対象に、積極的に求職活動を行うことを要件に最大9か月を限度に給付しています。生活の拠点を確保しながら、就労し早期の自立を図ることを目的としています。

住居確保給付金支給状況

単位：世帯/月/円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数（世帯）	15	23	16	408	167
決定件数（世帯）	13	22	16	389	165
支給月数	70	80	51	2,128	1,798
支給額	2,358,000	2,605,400	1,650,300	76,808,002	65,783,400

※令和2年4月、生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正により支給対象者が拡大され、年齢要件撤廃や離職や廃業と同程度の状態にある者も含まれるようになりました。

### (3) 子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

財源（国補助：1/2、市負担1/2）

※沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業も活用

平成24年1月から、生活保護世帯の中学生を対象に学習支援としてNPO法人に委託し、通塾事業をスタートしました。平成27年度には、国庫補助基準額が3/4から1/2へと改正されましたが、対象を生活保護のみならず困窮世帯の中学3年生まで拡げ、平成29年度からは、委託先も拡大しています。通塾事業は、一般塾に通うことで学習環境を整え、社会的経験を培い、高校受験、将来の自立を目指すことを目的に実施しています。

利用生徒の状況

単位：人

利用者数	平成29年度					平成30年度					令和元年度					令和2年度					令和3年度				
	総数					総数					総数					総数					総数				
	内訳					内訳					内訳					内訳					内訳				
	中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒		中1	中2	中3	過卒	
	68	3	11	54	0	66	7	4	55	0	58	4	9	45	0	56	6	7	43	0	49	3	7	39	0
高校合格者数	54					53					44					43					39				
合格率	100%					96%					97%					100%					100%				

※合格率＝高校合格者数／（中3＋過卒）×100

※令和元年度より事業名が「子どもの学習支援事業」から「子どもの学習・生活支援事業」へ変更となりました。

**(4) 一時生活支援事業 (任意事業)**

財源 (国補助 : 2/3、市負担1/3)

ホームレスや一定の住居を持たずに困窮している方が対象で、衣食住の提供や就労支援を行いながら自立を図ることを目的としています。

一時生活支援事業利用状況

単位 : 世帯/月/円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数 (世帯)	7	10	13	14	10
利用月数 (延べ)	27	26	31	46	31
支給額	1,156,200	1,428,911	1,706,162	2,753,248	1,954,072

**(5) 就労準備支援事業 (任意事業)**

財源 (国補助 : 2/3、市負担1/3)

就労から長期間離れている、就労経験が乏しいなどすぐに就労することが困難な生活困窮者等を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力形成を図るための支援を行い自立を図ることを目的としています。

就労準備支援事業利用状況

単位 : 人

	平成30年度	令和元年度
利用人数 (延べ)	14	15

※令和2年度以降未実施

**(6) 家計相談支援事業 (任意事業)**

財源 (国補助 : 1/2、市負担1/2)

生活困窮世帯には家賃や税、公共料金等の滞納、債務を抱えていることが多く見受けられます。その課題に対し、家計の視点から相談支援を実施することで経済的な課題を相談者自身で理解し、再び生活困窮状態になることを防ぐことを目的としています。

家計相談支援事業利用状況

単位 : 人

	平成30年度	令和元年度
利用世帯数	4	3

※令和2年度以降未実施

## 6. 子どもの貧困緊急対策事業

平成27年度に沖縄県が行った「子どもの貧困実態調査」では、県内の子どもの貧困率が29.9%と発表されました。これは、全国平均の約2倍にあたり、貧困が子どもの成長に及ぼす影響や、貧困の連鎖を防ぐ取組みが急務となりました。平成28年度からは、この深刻な沖縄の現状に対応するために打ち出された内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業補助金」を受け、沖縄県や各市町村において、子どもの貧困対策支援員配置事業や子どもの居場所の運営支援事業、協議会運営事業などのモデル事業が実施されています。

宜野湾市では、子どもの貧困対策は世帯全体への支援も必要であるとの考えから、生活困窮者自立支援制度との連携で、世帯の困窮状態が少しでも改善されるよう取組みを行っております。

### (1) 子どもの居場所運営支援事業（市直営事業）

親が就労等で家にいない、困窮等の理由により放課後児童クラブへ入所できない等、様々な理由で行き場所のない子どもへ、自治会等と協働し、安心安全な居場所の提供、宿題等の学習支援、食事の提供などを行います。宜野湾市においては、生活困窮世帯に限らず、地域の子どもの誰でも自由に入出入りできる居場所づくりを行っています。

利用延べ人数（人）

子どもの居場所名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普天間3区自治会こどもの居場所 (毎週火曜日・木曜日)	1,421	1,255	938	780
我如古区自治会 ゆ〜でいき家〜 (毎週水曜日・土曜日)	1,238	1,142	914	415
出前こどもの居場所 (個別支援)	※人数は、他の居場所に含まれる(対象児童数は3名)。	※人数は、他の居場所に含まれる(対象児童数は16名)。	166	75

### (2) ボランティア団体が運営する子どもの居場所運営支援補助金事業

市内で子どもの居場所を運営するボランティア団体に対して、月額5万円を上限に、運営支援を目的とした補助金を支出します。

補助団体数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	4団体	5団体	5団体	3団体

	団体名	居場所名
令和3年度 本補助金を活用する 子どもの居場所	野嵩1区子ども会「のいちご」	のいちご食堂
	普天間一区自治会	普天間一区自治会こどもの居場所
	一般社団法人沖縄社会教育サポート	こども食堂M

### (3) 子どもの貧困対策支援員（こども支援員）配置事業

こども支援員は、子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や児童支援関係機関との情報共有や、子ども及び世帯を適切な行政支援につなげるための調整を行うことを目的として配置されています。

本市においては、4中学校圏域に各1名ずつこども支援員を配置し、子どもの居場所や児童センター、学校等を巡回しながらの子どもの現状把握や、子どもの居場所の運営支援、制服・式服等リサイクルシステム作りなど、地域で子ども支援体制を作る取組みを実施しています。

また、平成30年度に策定した『宜野湾市子ども未来応援計画』に基づき、義務教育終了後、進路未定の青少年等に対して、将来の自立に向けた生活指導等の支援（「出前こどもの居場所」）も実施しております。

## 7. 生活保護及び生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策の課題と今後の展望

本市の低所得者福祉は、無料法律相談、市民相談などの相談業務、一定の所得に応じて減額、免除を適用する制度（国保、年金、介護等）、一時的、急を要する経済的な援助を必要とする場合に活用できる低金利貸付制度（福祉金庫、生活福祉資金等）、経済的に生活困窮な状態、あるいは急迫した場合に最低生活を保障し、自立更生と生活意欲を助長する生活保護の制度等があります。

本市における令和3年度末の生活保護率は26.02%、世帯数2,017世帯となっており、令和3年度中に238世帯が生活保護を開始しています。その主な理由としては傷病によるものが開始総数の約27.3%を占めており、病気やケガで働けなくなり収入が得られない状況が見られます。

一方、廃止となったケースは240世帯で、主な理由は死亡や転出等が多く、経済的な自立による廃止は26世帯（10.8%）にとどまっています。被保護者の稼働年齢層（働ける年齢層）は比較的年齢が高い傾向にあるため、若い稼働年齢層へのアプローチとともに高年齢層への就労支援も課題といえます。

被保護世帯の類型については、高齢者世帯が52.9%と多くを占めており増加傾向にあります。その内訳を見ると、無年金者の方、年金を受給していてもそれだけでは生活の維持が困難な方で、子や身寄りの者から援助が得られない高齢者が増えています。

働ける年齢層が多い「その他世帯」については、離職・失業後になかなか再就職できない、失業後の生活を一時的に維持するほどの預貯金が無いなどの現状があります。不安定で少ない収入では経済的に生活が成り立たず、貯蓄も困難で、リストラ等の失業は即生活困窮に陥る状況が伺えます。また、令和元年度末から令和3年度末にかけて「その他」世帯が90.5%増と急激な伸びを見せており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済状況の悪化が強く影響していると考えられます。

全国的にみると生活保護受給者は昨年度までに於いては下降傾向にありますが、世帯数は増加、とりわけ高齢者世帯の増加が続いているということ、今後も高齢化の進展が見込まれることから、生活に困窮する高齢者世帯に対する生活保護の需要は今後も増加していくことが予想されます。また前述したように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済・雇用情勢の悪化が急激に進んでいる状況から、今後、本市も含め全国的に保護受給世帯が増加していくと考えられます。

平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護には至らない生活困窮世帯への支援が始まりました。これは社会的孤立、経済的な課題等を抱えた方へ自立した生活を営めるように相談、支援を行うものとなっています。本市に於いては、自立相談支援、住居確保給付金の必須事業の他、一時生活支援事業等の任意事業を実施しています。

人間関係や地域との関係性の希薄化により、被保護世帯、生活困窮世帯は相談する機会を逸するおそれもあります。生活困窮世帯に対する支援の充実を図る上で最も重要なことは、生活困窮世帯を早期に発見し、必要な情報の提供及び支援制度へつなげることです。

また就労状況が不安定であったりダブルワークや不規則な時間に就労をしている世帯では、子どもへゆとりを持って接することが難しい場合もあり、子どもへの様々な影響が懸念されます。本市では子どもの学習・生活支援事業を通し、子どもの学習環境を整えることや生活面への支援、養育に有用な情報提供を行うことで世帯全体への支援を行います。

被保護世帯、生活困窮世帯共に能力に応じて働ける状況にあれば、ハローワークと連携し就労支援を行い、それぞれの生活状況にあった安定した生活を送ることができるよう、個別のケースに応じた自立支援を行っていきます。

平成27年度に沖縄県が「こどもの貧困実態調査」を行い、県内の子どもの貧困率が29.9%と発表されました。これは全国平均の約2倍に当たり、沖縄県の子ども達が深刻な状況に置かれていることが浮き彫りになりました。このことから、平成28年度より内閣府の補助事業「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として、県内各市町村において「子どもの貧困対策支援員の配置」や「子どもの居場所運営支援事業」等の事業が実施されています。

本市におきましても、4中学校圏域に1名ずつ子どもの貧困対策支援員として「こども支援員」を配置し、また、各地の特徴や子ども達の背景を鑑みながら、公民館等において子どもの居場所づくりを展開しているところです。

さらには、地域の居場所につながりにくい青少年世代向けの支援として、こども支援員が、職場体験活動や生活指導等の個別支援（「出前こどもの居場所」）を実施し、義務教育終了後の自立に向けて働きかけを行っています。

市全体の子どもの貧困対策推進につきましては、平成30年度に、本市の子どもとその世帯の状況調査及び各種子ども子育て支援施策の整理を通し、すべての子どもの健やかな育ちを支援するため、『宜野湾市子ども未来応援計画』を策定いたしました。今後は、本計画を軸に市全体として子どもの貧困対策を推進してまいります。